

長期履修制度について

大学院での修学を希望される方で、事情により学習時間の制約を受けるため標準修業年限（博士前期課程は2年、博士後期課程は3年）での修了が困難であると判断される場合は、長期履修制度を利用することができます。

長期履修制度の適用を希望される場合は、原則として入学願書提出時に長期履修を願い出てください。必要がありますので、受入予定教員と十分に相談の上、学務課修学支援（大学院）担当までお問い合わせください。

《長期履修制度の概要》

（1）対象となる学生

- 一 入学時において有職者であって、職務上の事情により著しく学習時間の制約を受ける者
- 二 自らが学費を支払うために就労を余儀なくされる事情のある方で、著しく学習時間の制約を受ける者
- 三 家事、育児、介護等に従事している方で、その事情により著しく学習時間の制約を受ける者
- 四 その他本学大学院において、長期履修を認めることができると判断するに足る事由がある者

（2）長期履修期間

- 一 博士前期課程は、3年又は4年とする。
- 二 博士後期課程は、4年又は5年若しくは6年とする。
- 三 長期履修の開始日は、学年の始め（秋季入学者の場合は後期の始め）とする。
- 四 長期履修者の最長在学期間は、6年とする。

（3）長期履修期間の短縮又は延長

- 一 長期履修期間の短縮又は延長は、在学する課程において、短縮又は延長のいずれか1回に限り認めることができる。
- 二 長期履修期間の短縮を認めることのできる期間は、標準修業年限に1年を加えた期間までとする。

《年間授業料》

長期履修学生として認められた場合に納入する年間授業料は、「定められた授業料の年額」に「標準修業年限^{*}」を乗じて得た額を「長期履修期間の年数」で除して得られた額とする。

年間授業料算出方法は、以下のとおり。

○博士前期課程の場合

$$\text{年額} = \text{定められた授業料の年額} \times \text{標準修業年限}^* \div \text{長期履修年数}$$

【535,800円（予定額）】

○博士後期課程の場合

$$\text{年額} = \text{定められた授業料の年額} \times \text{標準修業年限}^* \div \text{長期履修年数}$$

【520,800円（予定額）】

※標準修業年限：博士前期課程は2年、博士後期課程は3年

《お問い合わせ先》

北見工業大学学務課 修学支援（大学院）担当

〒090-8507

北海道北見市公園町165番地

TEL：0157-26-9177 FAX：0157-26-9175

E-mail：kyoumu06@desk.kitami-it.ac.jp